

## 神奈川自治会館の管理等に関する規程施行細則

### (賃借料)

第1条 神奈川自治会館の管理等に関する規程(以下「規程」という。)第7条の賃借料の額は、別紙の基準に従い公益財団法人神奈川県各市町村振興協会理事長(以下「理事長」という。)が定めるところによる。ただし、規程第3条第1号の施設において月の途中における入退去の場合は、入退去の日を含み、当該月の日数に応ずる日割り計算によるものとする。

### (賃借料の納入時期)

第2条 規程第7条の賃借料の納入時期は、次の各号に定めるところによる。ただし、納入期限後の入居者は、入居の日から5日以内に納入するものとする。

#### (1) 賃貸借契約に基づく賃借料

区分	納入時期
4・5・6月分	5月25日
7・8・9月分	8月25日
10・11・12月分	11月25日
1・2・3月分	2月25日

#### (2) その他の賃借料

施設の使用の日から1か月後までとする。ただし、駐車場の賃借料については、その使用終了時点で支払うものとする。

### (賃借料の減免)

第2条の2 理事長は、規程第3条第1号の施設の利用者(以下「第1号利用者」という。)が、特に地方自治行政に深く関連すると認めるときは、規程第8条により減免する。

2 理事長は、前項により減免することが適当であると認めた第1号利用者には、減免通知書(様式第1号)により通知するものとする。

### (経費負担の方法)

第3条 規程第9条の経費負担方法は、次の各号に定めるところにより、納入の時期については、賃貸借契約によるものとする。

#### (1) 光熱水費

電気、ガス、上下水道料については、基本料金及び計測消費量に対応する請求料金を基礎として算出した額を、事務室の第1号利用者の床面積に応じて、理事長が別に定めた負担割合により、第1号利用者が負担するものとする。

#### (2) 電話料

第1号利用者が使用する電話については、ダイヤル通話料等の電信、電話料を、使用実績により、当該第1号利用者が負担するものとし、回線使用料については、各第1号利用者がそれぞれ1回線分を負担するものとする。

#### (3) 経費(共益費)

清掃その他施設の維持、管理に要する経費は、神奈川県からの請求額を基礎として算出した額を、第1号の光熱水費の配分方法に準じて、各第1号利用者が負担する。

(4) テレビ受信料

第1号使用者が自ら設置したテレビに係る受信料は、当該第1号使用者の負担とする。

(5) 消耗品費

蛍光灯、ビニール袋及びトイレトーパー等で第1号使用者が使用する消耗品については、各消耗品の請求額を基礎として第1号の光熱水費の負担方法に準じて、各第1号使用者が負担するものとする。

(賃借料以外の経費負担の減免)

第3条の2 理事長は、第2条の2第2項に定める第1号使用者に対して、前条第3号の経費を減免する。

(造作等の制限)

第4条 規程第6条第1項及び第2項により会館を使用するもの（以下「使用者」という。）は、会館の施設に特別の設備又は造作をしようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

(使用者遵守事項)

第5条 使用者は、会館の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に火気に注意し、清潔に保持すると共に、承認を受けた場所以外みだりに立ち入り、又は機器類を使用しないこと。
- (2) 使用にあたっては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）の管理担当者（以下「担当者」という。）の指示に従うこと。
- (3) 会館内においては、秩序又は風俗を乱すような言動を慎むと共に、他の使用者に迷惑を及ぼす言動をしないこと。
- (4) 使用中に事故が生じたときは、直ちに担当者に届け出ること。
- (5) その他担当者が特に指示する事項

(使用終了等)

第6条 使用者が規程第11条の規定により、賃貸借契約を解除されたとき、又は、使用の承認を取り消されたときは、賃借権は消滅する。

2 使用を終了（使用の停止を含む。）したときは、使用者は、その所有する物品を搬出し、第1号使用者にあつては、施設を当該第1号使用者の責任において現状に復旧の上、協会に引き渡さなければならない。ただし、使用者の責に帰すべからざる事由によって、使用が終了したときは、この限りでない。

(諸施設の立ち入り調査)

第7条 担当者は、諸施設の保全、防犯、防火、環境調査その他必要がある場合は、使用者が使用中の諸施設に立ち入り、所要に調査することができる。

附 則

この細則は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 5 月 1 日からの予約受付分（7 月 1 日からの使用分）から施行する。

別表

1 賃貸借契約に係る賃貸料の基準額（月額）

事務所	倉庫	倉庫内の書架
床面積1平方メートル当たり 2,005円以内	床面積一平方メートル当たり 670円以内	1台当たり 210円以内

2 一時使用に係る賃貸料（時間額）

区分	会議室	特別会議室	応接室	駐車場
神奈川県及び 神奈川県内の 下記以外の公 共的団体	床面積1平方 メートル当たり 17円	床面積1平方 メートル当たり 41円	床面積1平方 メートル当たり 62円	車両一台 当たり 430円
賃貸借契約に 係る入居団体 及び神奈川県 内の市町村等	無料	無料	無料	無料

備考： 駐車場について、1時間を超過する場合は、30分について210円を加える。

(様式第1号)

神奈川県自治会館の賃借料等の減免通知

年 月 日

殿

公益財団法人神奈川県市町村振興協会

理事長

印

貴団体は、神奈川県自治会館の管理等に関する規程施行細則第2条の2第1項に該当するので、次の施設に係る賃貸料を減免・免除するとともに、同細則第3条の2により同細則第3条第3号の経費を減免・免除します。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1 事務室    | _____ m <sup>2</sup>     |
| 2 地下1階倉庫 | _____ m <sup>2</sup>     |
| 3 備品     | 倉庫に設置した、書類収納用移動棚 _____ 台 |
| 4 減免額    | 賃貸料 _____ 円              |
|          | 賃貸料以外の経費 _____ 円         |

\* 4については、必要があるときに記載する。